

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地

大本紙料株式会社

氏 名

代表取締役 大本 知昭

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する

神戸市長

久 元 喜 造



許可の年月日 令和 4 年 6 月 1 日

許可の有効年月日 令和 9 年 5 月 31 日

1 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

①燃え殻 (水銀含有ばいじん等を除く。)

②廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

③ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を含む。)

④がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)

以上 4 種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る。)を含む。

(積替え・保管を含む)

①汚泥 (石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。)

②廃油

③廃酸 (水銀含有ばいじん等を除く。)

④廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)

⑤廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

⑥紙くず

⑦木くず

⑧繊維くず

⑨動植物性残さ

⑩ゴムくず

⑪金属くず

⑫ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (石綿含有産業廃棄物を除く。)

⑬がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上13種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る。)を含む。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1)積替え・保管場所：神戸市東灘区向洋町東三丁目 17 番地 面積：81m² 保管上限：96m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲 (積替え・保管を含む) の⑤、⑦、⑪、⑫、⑬

以上 5 種類、水銀使用製品産業廃棄物を除く。

(2)積替え・保管場所：神戸市東灘区向洋町東二丁目 4 番地 面積：66.55m² 保管上限：108.6m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記事業範囲 (積替え・保管を含む) の①～⑬

以上13種類、水銀使用製品産業廃棄物(水銀電池、空気亜鉛電池、乾電池、蛍光ランプ、HID ランプ、放電ランプに限る。)を含む。

3 許可の条件 特になし

4 許可の更新又は変更の状況

平成元年 10 月 20 日	新規許可	平成 27 年 6 月 9 日	変更許可
平成 10 年 3 月 22 日	変更許可	平成 29 年 6 月 1 日	更新許可
平成 14 年 4 月 11 日	変更許可	平成 30 年 2 月 22 日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成 14 年 10 月 23 日	変更許可	平成 30 年 4 月 3 日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成 19 年 6 月 1 日	更新許可	令和元年 7 月 16 日	変更届 (積替え・保管施設の変更)
平成 24 年 6 月 1 日	更新許可	令和 4 年 6 月 1 日	更新許可

5 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 (無)